

訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書（介護保険（介護給付・予防給付））

【2025年7月1日現在】

（１）訪問リハビリサービスの指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所の名称	社会医療法人 河北医療財団 河北総合病院 （指定事業者番号 東京都 第1311511054号）		
所在地/連絡先	〒166-0001東京都杉並区阿佐谷北1-6-1	電話番号	03-3339-8238
訪問リハビリサービス提供地域	杉並区・中野区の一部（左記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください） ＊一部地域については別紙参照		

（２）訪問リハビリサービスの勤務体制

職種	人員	勤務形態	職種	人員	勤務形態
医師	1人以上	常勤	理学療法士、作業療法士	1人以上	非常勤

（３）訪問リハビリサービスの営業日及び営業時間

営業日/時間	平日（月曜日～土曜日）	営業時間	9：00～17：00	休日	日曜日・国民の休日・年末年始（12月30日～1月3日）
--------	-------------	------	------------	----	-----------------------------

（４）サービスの利用料及び支払について

- ①介護保険が適用となる利用者の場合
- ア) 利用料金、交通費及び自己負担金等は、別紙「訪問リハビリテーション利用料金表 様式1」に記載されている料金となります。
- イ) 介護保険の適用を受けない部分については、保険利用した場合の料金の全額（10割負担）をお支払い頂きます。
- ウ) 河北総合病院の訪問リハビリサービスについては利用者の同意を得て下記加算を算定します。尚、利用料金、自己負担金等は、別紙「訪問リハビリテーション利用料金表 様式1」に記載されている料金となります。
- ・短期集中リハビリテーション実施加算 ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ・移行支援加算
- エ) 事業所（河北総合病院）の医師が診療を行わなかった場合は50単位／回減算となります。
- オ) 利用開始日に属する月から12月を超えた場合は5単位/回減算となります。
- ②介護保険から医療保険に切り替わる状態
- 利用者の急性増悪等により、一時的に頻回な訪問リハビリを行う必要がある旨の医師からの指示を受けた場合に、その指示を行った診療日より14日を限度として医療保険の扱いとなります。
- ③その他支払いについて
- ア) 利用者は、当月訪問リハビリサービスの利用料金の自己負担金を、自動振替・振込・外来窓口にてお支払い頂きます。
- イ) 河北総合病院は、当月訪問リハビリサービスの利用料金の自己負担金額についての請求書を利用者へ送付します。
- ウ) 河北総合病院は、利用者から訪問リハビリサービスの利用料金の支払いを受けた後、明細書を付した領収書を利用者へ発行します。
- エ) 介護保険において「償還払い」となる場合には、いったん利用者が河北総合病院に利用料（10割）を支払い、その後河北総合病院が発行する領収書を利用者自ら居住地の自治体に提示し、保険給付分を請求することになります。

（５）事業の目的・運営方針

- 事業の目的
- 河北総合病院は、社会医療法人 河北医療財団の目的である「質の高い恕のある医療をおこなうとともに地域の健康向上に寄与する」の事業活動として運営する事を目的とします。
- 運営方針
- ① 河北総合病院の訪問リハビリサービス提供者（理学療法士、作業療法士）は居宅生活のサービス実施に必要な知識・技術の提供や指導により、利用者及び家族の不安を軽減し、在宅生活が継続できるように支援します。
- ② 河北総合病院の訪問リハビリサービスの実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの適切な連携により、利用者及びその家族がQOL（生活・生命・人生の質）を高められるように支援します。

（６）訪問リハビリサービスの提供方法及び内容

- ① 利用開始に当たっては、利用者の主治医による訪問リハビリ指示に基づき、利用者の心身の状態を踏まえて、訪問リハビリテーション実施計画書を作成しサービスを提供します。
- ② サービスの内容として、障がいの評価と日常に関わる諸動作の練習、及び、生活に関わる動作環境の指導・アドバイスなどを提供します。
- ③ 訪問リハビリサービス提供時には所定の記録用紙に訪問リハビリのサービス内容を記載し、利用者へお渡しします。
- ④ 随時、訪問リハビリサービス計画を主治医へ報告し、必要な場合は、主治医と直接連絡を行います。

（７）苦情申し立て

- ① 利用者は、河北総合病院から提供されたサービスについて苦情がある場合には、河北総合病院（サービス事業者）、区市町村に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 河北総合病院は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な扱いをすることはありません。

当時業者相談窓口	平日、土曜日 9：00～17：00 （電話） 03-3339-2121 （FAX） 03-3339-2893 河北総合病院 事務部長 橋本 昌仁		
杉並区 保健福祉部管理課	（電話） 03-3312-2111	中野区 介護保険相談担当	（電話） 03-3228-8878
東京都国民健康保険団体連合会	（電話） 03-6238-0177	※その他の地域は居住地の自治体窓口におたずね下さい。	

（８）その他

- ①河北総合病院は、自ら提供する事業の質の評価を行い常にその改善を図ります。
- ②河北総合病院のサービス提供者は、訪問リハビリサービスに必要な知識と技術の向上を図るため、その研修の機会を確保し勤務体制を整備します。
- ・災害対応 感染対応 虐待防止について河北総合病院の対策委員のチーム指針に則り知識・実技についての研修を行います。
- ・河北総合病院 院内ハラスメントマニュアルに則り、内容の周知を兼ねた研修会を実施する
- ③河北総合病院は基本としてチーム制でサービス提供を実施し、チームメンバーが交代で利用者へサービスを提供します。
- ④サービス提供者側の急な体調不良や他利用者の緊急訪問などにより、予定した日時に訪問が出来ない事由が発生した場合には、河北総合病院は利用者及びその家族と協議の上、対応（日時変更や延期等）致します。
- ⑤河北総合病院は、利用者及びその家族が求めるサービス内容において、提供することが困難な事由が発生した場合には、協議の上一時中止する場合があります。
- ⑥河北総合病院の職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を厳守します。
- ⑦河北総合病院の職員は、退職後においても、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を厳守します。
- ⑧個人情報に関する取扱いについては、設置主体の社会医療法人河北医療財団が定める「個人情報保護方針」に則り、個人情報使用同意書に則した対応を行います。
- ⑨利用者はいつでもサービス提供者（理学療法士、作業療法士）の変更相談を申し出ることができます。その場合、河北総合病院が変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ⑩河北総合病院は職員の人事異動等がある場合、サービス提供者を変更することがあります。その場合には事前に利用者の了解を得ます。
- ⑪契約書等にある代理人とは、利用者の判断能力に支障等が見られる場合や支払い困難な場合、その対応や判断に応じていただく方とします。

⑫事業計画・財務内容等に関する資料を求められた場合は、河北総合病院は可能な限り利用者及び家族に情報を開示します。

（９）緊急時の対応

河北総合病院は緊急時の対応やサービス内容の調整の為、主治医、居宅介護支援事業者等、サービス提供に係る関係機関に連絡をさせていただきます。